

# 日影による高さの制限

最終更新日 令和2年3月23日

法第56条の2

法別表第4

県条例第18条

## 日影による中高層の建築物の高さの制限

法第56条の2第1項の規定により、日影による中高層の建築物の高さの制限に係る対象区域として指定する区域は、県条例第18条により下記のとおりである。

### 【第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、田園住居地域】

制限を受ける建築物：軒の高さが7mを超える又は地階を除く階数が3以上の建築物

平均地盤からの高さ：1.5m

敷地境界線からの水平距離が10m以内の範囲における日影時間：4時間

敷地境界線からの水平距離が10mを超える範囲における日影時間：2.5時間

### 【第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域】

制限を受ける建築物：高さが10mを超える建築物

平均地盤からの高さ：4m

敷地境界線からの水平距離が10m以内の範囲における日影時間：4時間

敷地境界線からの水平距離が10mを超える範囲における日影時間：2.5時間

### 【第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域】

制限を受ける建築物：高さが10mを超える建築物

平均地盤からの高さ：4m

敷地境界線からの水平距離が10m以内の範囲における日影時間：5時間

敷地境界線からの水平距離が10mを超える範囲における日影時間：3時間

※高知市は第二種低層住居専用地域と田園住居地域を定めていない。

参 考

県条例第18条